

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年12月12日

【会社名】 21LADY株式会社

【英訳名】 21LADY Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 米道 利成

【本店の所在の場所】 東京都千代田区二番町5番地5

【電話番号】 03-6279-4887

【事務連絡者氏名】 取締役 北川 善裕

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

【電話番号】 03-6279-4887

【事務連絡者氏名】 取締役 北川 善裕

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (株式)
その他の者に対する割当 311,655,000円
(第7回新株予約権証券)
その他の者に対する割当 632,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 104,517,000円

(注) 1. 本募集は平成30年12月12日開催の当社取締役会決議に基づき、株式及び新株予約権を発行するためのものです。

(注) 2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,185,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成30年12月12日開催の当社取締役会決議によるものです。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,185,000株	311,655,000	156,420,000
一般募集			
計(総発行株式)	1,185,000株	311,655,000	156,420,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、155,235,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金(円)	払込期日
263	132	100株	平成30年12月28日		平成30年12月28日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
21LADY株式会社 経営管理	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 市ヶ谷支店	東京都千代田区五番町2-23

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	3,950個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	632,000円
発行価格	新株予約権1個につき160円(新株予約権の目的である株式1株当たり1.60円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年12月28日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	21LADY株式会社 経営管理 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
払込期日	平成30年12月28日
割当日	平成30年12月28日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 市ヶ谷支店 東京都千代田区五番町2-23

- (注) 1. 第7回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成30年12月12日開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>21LADY株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。</p> <p>なお、当社の単元株式数は100株であります。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式395,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、263円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割により株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入するものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社名古屋証券取引所(以下、「名古屋証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入するものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含めないものとする。</p> <p>(5) 本欄第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>104,517,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成30年12月29日から平成31年12月28日(但し、行使期間最終日が会社の休日にあたるときはその前営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 21LADY株式会社 経営管理 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 市ヶ谷支店 東京都千代田区五番町2-23
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権は一部行使を行うことができる。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2. 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従い、当社取締役会が定める取得日の14日前までに通知したうえで、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下、「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記1「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生します。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しません。

4. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任します。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
416,172,000	12,550,000	403,622,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本株式(311,655,000円)及び本新株予約権の発行価額の総額(632,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(103,885,000円)を合算した金額です。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権設計・評価費用4,860,000円(株式会社プルート・コンサルティング(東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング30階、代表取締役社長 野口真人))、新株及び新株予約権発行における第三者委員会関連費用2,160,000円、弁護士費用1,080,000円、登記費用2,050,000円、割当先調査費用1,350,000円、その他諸費用1,050,000円となります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。
5. 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行普通預金において適時適切な資金管理をする予定であります。

(2) 【手取金の使途】

() 当該資金調達の目的及び理由

当社グループは、自社の事業規模に合った高い成長余力を秘めた企業を発掘し、グループ企業として永続的に保有、運営しながらブランド価値を高める事業を展開しており、大正13年(1924年)の創業以来ヒロタのシュークリームとして全国に知られている洋菓子のヒロタと、大正14年(1925年)にデンマークで創業した老舗インテリアブランドのイルムスの2つのブランドを展開しております。

当社グループは、リーマンショックにより大きな営業損失を計上して以降、直営店強化によるブランド価値の向上、コスト削減を伴う構造改善を実施し損失削減に努めてまいりましたが、営業損失が続き、平成26年3月期には債務超過となり、平成27年3月期より継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。債務超過については平成26年3月に発行した第5回新株予約権の行使や平成26年5月に実施した第三者割当による自己株式の処分などによって解消しておりますが、それ以降も財務状況を改善するため平成27年7月に実施した第三者割当による新株式発行により36,965千円、平成27年7月発行の第6回新株予約権の発行及び行使により39,488千円、平成29年3月に実施した第三者割当による新株式発行により9,991千円、平成30年3月に実施した第三者割当による新株式発行により49,982千円の資本増強を行い、平成27年7月にはヒロタ千葉工場の土地・建物を売却して固定資産の流動化を図ることで資金確保に努めてまいりました。また、経営改善施策としてヒロタ事業における流通部門の拡大、ヒロタ・イルムス両事業における直営店舗の統廃合を行ってまいりました。

経営改善施策を推し進める中、当社グループの平成30年3月期は、ヒロタ事業における売上高は1,888,169千円となりました。不採算店舗を2店舗退店したため、前年同期比98.9%となりましたが、ホールセール部門の販売増に伴う売上・利益増、直営店の収益性の改善、店舗の減少並びに物流業者の変更等により販売管理費・物流費等の費用削減が進み、営業利益は82,505千円(前年同期比117.3%)の増益となりました。また、イルムス事業における売上高は不採算店舗を2店舗退店したため669,066千円(前年同期比80.9%)と減少し、損益面についても、店舗売上の減少とともに高収益のコーポレート営業が低調であったことから、19,308千円(前年同期は営業利益6,296千円)の営業損失となりました。

この結果、グループ全体では、売上高2,557,235千円(前年同期比93.5%)、営業利益8,860千円(前年同期比27.6%)の減収減益となりました。

平成31年3月期第2四半期累計期間においては、ヒロタ事業における売上高は1,005,154千円となりました。直営店舗においては、今夏の西日本を中心とした天候不順の影響により売上は計画に至らず、ホールセール部門においては、首都圏の既存重点取引先への販売拡大によって売上拡大したものの、西日本において直営店同様に今夏の天候不順の影響及び中四国の売上が計画とおり進まず、売上高は前年同四半期比99.4%となりました。また、平成30年7月よりヒロタの子会社となった株式会社あわ家惣兵衛においては、9月に期間限定の大型店舗の売上獲得があったものの、直営店の売上は伸び悩み、営業利益は計画を下回りました。あわ家惣兵衛の売上寄与により、売上高は前年同四半期と比較して2.2%増加しましたが、営業利益は43,366千円(前年同四半期は営業利益46,126千円)と前年に引き続いて営業黒字は達成したものの減益となり、計画未達となっております。

イルムス事業においては既存店舗の売上が計画とおり進まず、それに加えて今期不採算店1店舗を退店した影響もあり、売上高は、242,636千円と前年同四半期と比較して29.1%減少し、営業損失は25,177千円(前年同四半期は24,204千円の営業損失)となりました。

グループ全体では、売上高1,247,790千円(前年同四半期比5.8%減)、営業損失23,629千円(前年同四半期は4,977千円の営業損失)となり、平成31年3月期第2四半期末における連結純資産額は17,292千円(連結自己資本比率1.9%)の過小資本となっております。平成29年3月期よりヒロタ事業は営業黒字化を達成する等、経営改善施策は効果を生み始めておりますが、イルムス事業は赤字が継続しており、グループ全体としては未だ最終黒字化には至っておらず、長期に渡る業績停滞の結果、平成30年9月14日に「業績予想の修正に関するお知らせ」で公表致しました通り、当社グループは、平成31年3月期末の連結貸借対照表において債務超過となる見込みであります。また、債務超過に陥ることにより、上場廃止リスクが高まることはもとより、取引先からの信用不安や金融機関からの借入を用いた資金繰りができないことなど、その影響は多方面に及びます。そのため当社は、事業の安定的継続のため、本新株式並びに本新株予約権の発行によって早急に自己資本の増強を行い、債務超過見込みを解消する必要があります。

そのような状況下、ヒロタ事業においては、主力商品であるオリジナルシュークリーム・シューアイスを千葉工場で製造しており、その自動化製造ラインのシューアイスラインにおいては、複数のアイテムを大量に生産することができる日本において唯一ヒロタ独自のものであります。しかしながら、昭和50年より稼働している千葉工場の機械装置等の経年劣化が進んでおり、品質維持・向上のための設備の修繕、更新及び施設の改修が継続的に必要となっております。これまで平成26年3月及び5月、平成27年7月、平成30年3月に実施したファイナンスで調達した資金から約70百万円を生産ラインのトラブル並びに製品ロスの発生を 방지、製品の品質維持、向上を図るために充当してまいりました。しかし、千葉工場の施設、設備の維持のためには、これまで実施してまいりました補修、更新以外にも更なる投資が必要となっており、下表のとおり今後3年間程度の期間で総額6億円超の施設改修及び設備補修、更新のための投資を行う方針であります。また、ヒロタ事業の売上維持、そして今後売上拡大を図っていくためには、現在進めております新規流通チャネル開発対応のための什器や、人員の安定した確保並びに新商品開発のための開発費用や原材料の仕入額の増大、従業員の高齢化対策のための人材採用に伴う人件費の増加が見込まれ、それに備えて運転資金の調達が必要であります。また、株式会社洋菓子のヒロタは、納付が完了していない消費税や年金等の債務や金融機関及び当社からの借入金などにより債務過多の状態にあり、事業の運営継続のための運転資金も必要としております。

株式会社洋菓子のヒロタ 千葉工場投資計画

時期	平成26年～ 平成30/2	～平成31/1	平成31/4～12	平成32年予定	平成33年予定	合計 (平成31/4以降)
調達	新株・新株予約 権発行、自己株 式処分	平成30/3 新株発行	平成30/12 新株・新株予 約権発行	未定(注)	未定(注)	
シュークリーム 生産ライン		14,685	16,793	49,896	109,404	176,093
アイス 生産ライン		14,505	67,694	106,380	119,880	293,954
工場全体・ その他	56,487	10,810	49,024	30,132	59,616	138,772
<計>	56,487	40,000 (内14,484 充当済)	133,511	186,408	288,900	608,819

(注)平成32年以降の資金調達方法については未定ですが、本資金調達及び投資による売上維持、収益の安定化で獲得した自己資金による充当と財務基盤の安定化で可能となると見込んでいる金融機関等からの借入を含む外部調達を検討して参ります。

イルムス事業においては、平成29年3月期は営業黒字を実現したものの平成30年3月期及び平成31年3月期第2四半期は営業損失を計上しており、当事業の中核である株式会社イルムスジャパンは債務超過の状況であり、ロイヤルティ収入が中心の高収益のコーポレート営業売上の確保及び新商材の導入等の新たな施策による直営店舗の更なる収益改善が必要不可欠であります。今後、来期までの売上を確保するための新施策に必要となる新商材導入を含む仕入資金の確保、催事売場の装飾及び什器といった店舗費の拡充、既存顧客の再来店誘致、囲い込みに向けた既存顧客データベースを活用したダイレクトメール発信やSNSを主体とする各種媒体を利用した広告宣伝や集客力向上を目的としたワークショップ開催等の販売促進費ならびに本来の納付期限を超過しております租税公課の支払いに充てるために運転資金を利用する予定であります。尚、イルムスにて本来の納付期限を超過しております租税公課については、所轄機関との協議の結果、現状は分割納付で毎月少額ずつ納付致しております。

以上のことから、自己資本の増強により財務体質を強化しながら、ヒロタ・イルムス両事業を維持・継続し、成長させ、当社グループの企業価値の向上を図るためには、資金調達を行い、当該資金をヒロタ事業における食の安全性の確保のための設備投資資金、ヒロタ事業及びイルムス事業における資金繰り改善のための資金などに充当することが必要と判断し、本新株式及び本新株予約権の発行を決定しました。

なお、新株予約権は行使されないリスクが存在し、その場合には現在のキャッシュ・フロー内での事業投資となり、予定しているヒロタ千葉工場への設備投資や店舗の補修・修繕、人材確保への資金を一部充当できなかったりするなどの影響が想定されます。

() 本新株式及び本新株予約権発行の方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について幅広く慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

まず、間接金融(銀行借入)による資金調達は、過小資本状態にある当社の財務状況から困難であり、また自己資本の増加を図れない理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、間接金融より直接金融による資金調達が妥当であると判断しました。次に公募による新株発行については希薄化が即座に生じるため、株価に対する影響が大きいというリスクがあることに加え、当社におきましては、継続企業の前提に関する注記が付されており、一般投資家による投資が期待できないため、第三者割当による方法が現実的であると考えました。

一方で、第三者割当による社債、転換社債型新株予約権付社債の発行については、公募増資と同様、継続企業の前提に疑義を生じさせるような状況が存在しているため、引受先を見つけることが困難であり、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動するMSCBや、資金調達額が変動するMSワラント等については、株価に対する下落圧力が強いいため、既存株主に対するデメリットになると判断しました。

このような状況の中、割当予定先との資金の使用時期や割当先による資金投入時期等を勘案した協議、交渉を続けた結果、新株式と合わせて行使価額及び対象株式数の固定された新株予約権の割当を実施することで、金額の確定した資金調達を行うと同時に、一度に大幅な希薄化が生じることを軽減できるメリットがあることから、新株式及び新株予約権を割当予定先に割り当てる方法で本資金調達を実施することが適当であると判断いたしました。

() 調達する資金の具体的な用途

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な用途>

具体的な用途	想定金額 (百万円)	支出予定時期
ヒロタ事業設備資金(千葉工場施設設備)	68	平成31年4月～平成31年12月
ヒロタ事業設備資金(店舗関連)	25	平成31年4月～平成31年12月
ヒロタ事業運転資金	140	平成30年12月～平成31年8月
イルムス事業運転資金	73	平成31年1月～平成31年12月
合計	306	

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な用途>

具体的な用途	想定金額 (百万円)	支出予定時期
ヒロタ事業設備資金(千葉工場施設設備)	66	平成31年4月～平成31年12月
ヒロタ事業設備資金(店舗関連)	15	平成31年4月～平成31年12月
ヒロタ事業運転資金	6	平成30年12月～平成31年8月
ヒロタ事業運転資金(人材採用)	10	平成30年12月～平成31年6月
合計	97	

(注) 当社の手取額は本新株予約権者の行使状況により変動するため、具体的な用途及び金額については、今後の状況の変化に応じて変更する可能性があります。予定どおりの資金が確保できなかった場合、確保した金額に合わせた用途に応じて使用します。最終的に用途が決定された場合及び用途が変更になった場合には、その旨を適切に開示してまいります。

当社は、本新株式及び本新株予約権による調達資金を以下の内容に充当することを予定しております。

及び ヒロタ事業設備資金(千葉工場施設設備)

ヒロタ事業を展開する連結子会社である株式会社洋菓子のヒロタは、主力商品であるシュークリーム・シューアイスを千葉工場で製造しております。昭和50年7月の工場稼働より多くのお客様にヒロタブランドを広めてまいりましたが、施設、設備の経年劣化が進んでおり、施設並びに機械装置等において継続的に品質維持のための修繕、更新が必要となっております。これまで平成26年3月及び5月、平成27年7月、平成30年3月に実施したファイナンスによって調達した資金から約70百万円を千葉工場の修繕に充当してまいりましたが、千葉工場の施設、設備の維持のために、平成31年3月期から平成33年3月期にかけて、総額6億円超を要する修繕・改修の千葉工場設備投資計画を立てております。今回は、千葉工場設備投資計画の中から、品質維持のために作業・衛生環境の整備に直結する緊急性の高いものに充当する予定であります。具体的には、()シューアイス生産のためのアイスフリーザーの更新50百万円、()HACCP(「Hazard(危害)」「Analysis(分析)」「Critical(重要)」「Control(管理)」「Point(点)」という言葉の略語で、食品を製造する際に安全を確保するための管理手法のこと)対応のための工場玄関、更衣室等の移設工事9百万円、()その他工場全体の衛生レベル維持のための工事等合計9百万円を本新株式発行により調達する資金から充当いたします。また、()工場全体の給水配管の修繕・補強工事27百万円、()シュークリーム生産ラインのシーケンス更新工事20百万円、()シュークリームの生産に必要な牛乳保管のための冷蔵設備の入替え6百万円、()その他工場全体の衛生レベル維持のための工事並びに工場従業員の作業着更新、工場従業員の人員確保のために重要となる従業員寮の修繕等13百万円を本新株予約権発行により調達する資金から充当いたします。

なお、平成30年3月29日に実施致しました第三者割当増資において調達した資金の一部の40百万円を千葉工場の設備投資(シュークリームの重点設備や冷蔵冷凍設備等及びシューアイス製造棟の改修等)充当する旨の開示を行っておりますが、今回とは投資対象が異なっております。当該設備投資につきましては、現時点で約14百万円分を充当しており、平成31年1月末までに残額の約25百万円を充当して終了させる予定です。

及び ヒロタ事業設備資金(店舗関連)

ヒロタ事業において、現在全国各地で運営しております16店舗は、商品陳列ケースの劣化(ガラスの破損や温度維持機能の劣化等)や店内空調設備の不調等、施設設備の老朽化が進んでおります。これら施設設備の修繕及び改装等のために調達した資金を用いる予定であります。また、現在商談を進めております大手小売業への卸売等の新規流通チャネルへの対応を進めるため、商品陳列用什器の拡充を図る予定であります。具体的には、()大手小売業への卸売対応用の新規什器拡充10百万円、()既存店舗の改装及び設備修繕15百万円を本新株式発行により調達する資金から充当いたします。また、本新株予約権発行により調達する資金からも、()既存店舗の改装及び設備修繕15百万円を充当いたします。この設備投資により、今後の販売強化、店舗売上の拡大を図る予定であります。

(注)補修・修繕工事は、施設・設備の劣化状況等に応じ優先順位を見直し実施する可能性があります。

及び ヒロタ事業運転資金

ヒロタ事業においては、今後さらなる事業の強化発展のために新たな商品の企画開発を推進してまいりの方針です。これに伴って見込まれる商品ラインアップの拡充に向けた新商品の開発費用及び新規流通チャネル開拓に要するマーケティング費用等の確保が必要となります。また、業績の低迷によるキャッシュ不足に加え、材料価格の上昇や人員増強による人件費の増加、昨今の物流業界全体の値上げによる物流費の上昇などにより運転資金が不足する見込みであり、赤字運転資金への充足が必要となります。更に、債務面では、消費税、年金等の納付が完了していないという課題を有しており、早々に納付を行う必要があることから、それらに調達した資金を利用する予定であります。具体的には、()納付期限を経過している消費税、厚生年金等の納付73百万円、()人件費、原材料費、物流費等赤字運転資金の充足33百万円、()新規流通チャネル開拓に要するマーケティング費用200百万円、()新商品開発費用(包装紙、梱包用資材等の消耗品増加分等)、広告宣伝費等の運転資金9百万円、()軽減税率対応のための販売管理システムのカスタマイズ5百万円を本新株式発行により調達する資金から充当いたします。また、本新株予約権発行により調達する資金からも、()人件費、原材料費、物流費等赤字運転資金の充足6百万円に充当いたします予定であります。

イルムス事業運転資金

イルムス事業については未だ収益改善の途上であり、安定した収益力の確保のため、不採算店舗の退店、高収益のコーポレート売上の拡大、新商材の追加導入による販売強化といった収益改善施策を実施しております。また今後、既存顧客の再来店誘致、困り込みに向けた施策も強化してまいりの方針です。今回調達する資金は、来期までの売上を確保するための新施策に必要な新商材の導入を含む仕入資金の確保、催事売場の装飾及び什器といった店舗費、既存顧客データベースを活用したダイレクトメール発信やSNSを主体とする各種媒体を利用した広告宣伝や集客力向上を目的としたワークショップ開催等の販売促進費、ならびに租税公課の支払いといった運転資金として利用する予定です。また、構築後時間が経過しているコーポレートサイト及びオンラインショップの改修並びにサポート期間終了に伴う会計ソフトの導入費用を必要とするとともに業績の低迷によるキャッシュ不足を見込んでおり、赤字運転資金への充足が必要となります。具体的には、()赤字運転資金の充足に37百万円、()直営店舗及びオンラインショップの商材仕入資金、既存顧客の来店誘致を目的としたDMの作成・発送等の広告宣伝やワークショップ開催費用、店舗の訴求力向上のためのディスプレイ費用等21百万円、()納付期限を経過している消費税等の納付12百万円、()オンラインショップの改修及び会計ソフトの導入3百万円に用いる予定であります。

ヒロタ事業運転資金(人材採用)

株式会社洋菓子のヒロタでは、これまでヒロタ各部門において事業を牽引してまいりました役員・従業員の高齢化が進んでおり、今後数年間のうちに事業の中核を担う人材の採用、育成が急務となっております。昨今の製菓業界の人材市場における採用難の状況から、中核人材、幹部候補の確保のためには相応の採用コストが必要となっております。今回調達する資金より10百万円を、これら人材採用活動に用いる予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要及び b. 提出者と割当予定先との関係

O K T有限責任事業組合(以下、「O K T」という。)

a. 割当予定先の概要	名称	O K T有限責任事業組合	
	本店の所在地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル26階	
	出資総額	350,000,000円	
	組成目的	大手菓子卸コンフェックスグループの元代表取締役である小野雅充氏を中心に、中小規模の菓子製造小売業への育成支援投資を行うために設立された共同事業組合です。	
	主たる出資者及びその出資比率	小野雅充 94.0% 滝澤知峰 5.7% 株式会社サイアム・パートナーズ 0.3%	
	業務執行組合員又はこれに類する者	氏名	小野雅充
		住所	東京都渋谷区
		職業の内容	個人投資家
		氏名	滝澤知峰
		住所	東京都渋谷区
		職業の内容	個人投資家
		名称	株式会社サイアム・パートナーズ
		本店の所在地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル26階
		代表者の役職・氏名	代表取締役 安部秀之
事業内容		ハンズオン型投資事業や経営コンサルティング	
資本金の額	350,000,000円		
主たる出資者及び出資比率	安部秀之 100%		
b.1当社と割当予定先との関係	出資関係	株式会社サイアム・パートナーズが出資比率50%で組成したサイアムライジングインベストメント1号合同会社は当社の主要株主であります。	
	人事関係	株式会社サイアム・パートナーズの代表取締役である安部秀之氏は、当社社外取締役であります。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	小野雅充氏が代表取締役を務められていたコンフェックス株式会社に対して、当社子会社の株式会社洋菓子のヒロタより営業提案を行っております。	
b.2当社と組合員(小野雅充)との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	小野雅充氏が代表取締役を務められていたコンフェックス株式会社に対して、当社子会社の株式会社洋菓子のヒロタより営業提案を行っております。	

b.3当社と組合員(滝澤知峰)との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
b.4当社と組合員(株式会社サイアム・パートナーズ)との間の関係	出資関係	株式会社サイアム・パートナーズが出資比率50%で組成したサイアムライジングインベストメント1号合同会社は当社の主要株主であります。
	人事関係	株式会社サイアム・パートナーズの代表取締役である安部秀之氏は、当社社外取締役であります
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

ODCキャピタル有限責任事業組合(以下、「ODCキャピタル」という。)

a. 割当予定先の概要	名称	ODCキャピタル有限責任事業組合		
	本店の所在地	東京都千代田区平河町二丁目8番10号 宮川ビル4階		
	出資総額	150,000,000円		
	組成目的	税理士によって設立された共同事業組合で、投資先企業の税務支援、財務支援を行うことを目的としております。		
	主たる出資者及びその出資比率	大山哲治(90.0%) 下川原寛(10.0%)		
	業務執行組合員又はこれに類する者	氏名	大山哲治	
		住所	千葉県市川市	
		職業の内容	税理士 IYO 税理士法人 代表社員	
		氏名	下川原寛	
		住所	東京都世田谷区	
職業の内容		税理士		
b.1当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。		
	人事関係	該当事項はありません。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術関係	該当事項はありません。		
	取引関係	大山哲治氏が代表社員を務める IYO 税理士法人は、当社社外取締役である安部秀之氏が代表取締役を務める株式会社サイアム・パートナーズの業務提携先であります。		

b.2当社と組合員(大山哲治)との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	大山哲治氏が代表社員を務めるIYO税理士法人は、当社社外取締役である安部秀之氏が代表取締役を務める株式会社サイアム・パートナーズの業務提携先であります。
b.3当社と組合員(下川原寛)との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

KMキャピタルパートナーズ有限責任事業組合(以下、「KMキャピタルパートナーズ」という。)

a. 割当予定先の概要	名称	KMキャピタルパートナーズ有限責任事業組合		
	本店の所在地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル26階		
	出資総額	100,000,000円		
	組成目的	SBSホールディングス株式会社代表取締役の鎌田正彦氏が、中小規模の事業会社の育成支援投資を行うため組成された投資ピークルです。		
	主たる出資者及びその出資比率	鎌田正彦(99.0%) 日本エンジェルズ・インベストメント株式会社(1.0%)		
	業務執行組合員又はこれに類する者	氏名	鎌田正彦	
		住所	東京都大田区	
		職業の内容	SBSホールディングス株式会社 代表取締役	
		名称	日本エンジェルズ・インベストメント株式会社	
		本店の所在地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル26階	
		代表者の役職・氏名	代表取締役 石井 靖	
		事業内容	ベンチャー企業や新興市場の中小型上場企業等への投資事業	
		資本金の額	50,000,000円	
主たる出資者及び出資比率	石井靖 37.2% 木村正彦 26.9% 仲山智久 9.2%			

b.1当社と割当 予定先との間の 関係	出資関係	日本エンジェルズインベストメント株式会社の株主である木村正彦氏は当社の大株主であります。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	鎌田正彦氏は、ヒロタ千葉工場の賃貸人である合同会社KMMの代表者であります。
b.2当社と組合 員(鎌田正彦) との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	ヒロタ千葉工場の賃貸人である合同会社KMMの代表者であります。
b.3当社と組合 員(日本エン ジェルズ・イン ベストメント株 式会社)との間 の関係	出資関係	日本エンジェルズインベストメント株式会社の株主である木村正彦氏は当社の大株主であります。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

KNKバリューアップ有限責任事業組合(以下、「KNKバリューアップ」という。)

a. 割当予定先の 概要	名称	KNKバリューアップ有限責任事業組合		
	本店の所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテルタワー 6階		
	出資総額	100,000,000円		
	組成目的	フィンテック関連の知見の深い金子賢一氏とデザイン及び デザイン経営に関する見識を有する鄭秀和氏が中小企業、 ベンチャー企業の企業ブランディングや事業育成支援を行 うことを目的に組成された共同事業組合です。		
	主たる出資者及び その出資比率	金子賢一(90.0%) 鄭秀和(10.0%)		
	業務執行組合 員又はこれに 類する者	氏名	金子賢一	
		住所	東京都江東区	
		職業の内容	ロキ・コンサルティング株式会社 代表取締役	
		氏名	鄭秀和	
住所		東京都渋谷区		
職業の内容	有限会社インテンショナリーズ 代表取締役			

b.1 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	金子賢一氏が代表取締役を務めるロキ・コンサルティング株式会社の社員である内田裕里氏は、当社大株主であるグローイングストック合同会社の代表社員を務めております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
b.2 当社と組合員(金子賢一)との間の関係	出資関係	金子賢一氏が代表取締役を務めるロキ・コンサルティング株式会社の社員である内田裕里氏は、当社大株主であるグローイングストック合同会社の代表社員を務めております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
b.3 当社と組合員(鄭秀和)との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社はこれまで、自己資本の強化や赤字運転資金の充足、設備投資資金の確保等のために必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、中長期での保有を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、可能な限り当社経営戦略、事業戦略への助言や支援等を頂ける可能性のある複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

今回の本資金調達についても、平成30年6月27日に米道利成が当社代表取締役に就任以降7月20日頃から、特に当社の既存事業の改善、強化、発展のための助言、支援を頂ける可能性の高い事業会社及び事業会社の経営陣、投資会社、投資家等へ引受のお願いを行ってまいりましたところ、平成30年8月下旬から9月下旬頃にかけて、今回の本資金調達をお引き受け頂く投資家の方々より、当社グループ事業への助言、支援を念頭においた出資につき賛同を頂くことができ、各々の投資家との間で、実際の出資に向けた協議、検討を重ねてまいりました。その結果、本新株式及び本新株予約権の発行においては、一般的な投資ファンドのスキームではなく、昨年7月に組成されておりましたKMキャピタルパートナーズが採用しております、出資者(組合員)各々による共同事業という性格を有する有限責任事業組合の方式で引受頂く方が、単なる投資家としてのご出資ではなく事業運営上のご助言、ご支援もお願いしたい当社の意向により合致すると考え、当社からご提案差し上げ、応諾頂くに至りました。OKT、ODCキャピタル、KMキャピタルパートナーズ及びKNKバリューアップを今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

OKTについては、当社代表取締役の米道利成が、平成29年6月に当社社外取締役に就任以降、ヒロタ事業の販路拡大、事業強化のためには、より広範な流通チャンネルを有する卸売業とのアライアンス推進並びに小売業の仕入担当との商談能力向上が必要と考え、平成29年7月頃に、米道が代表を務めるサイアムライジングインベストメント1号合同会社の50%株主である株式会社サイアム・パートナーズ代表取締役の安部秀之氏(現社外取締役)に相談し、サイアム・パートナーズ社従業員が以前から私的な知り合いであった菓子卸売業大手コンフェックス株式会社の元代表取締役である小野雅充氏並びにスーパーマーケット等食品小売業の経営経験を有する滝澤知峰氏の紹介を受け、主にヒロタ事業の強化、拡大のための営業強化や商品開発に関するご相談を差し上げておりました。平成

30年7月以降、当社グループの財務状況を鑑みた上で、株式会社サイアム・パートナーズにも助言、協力を頂きながら、当社の今後の事業展開方針及び設備投資等に関する資金需要を説明の上、本新株式発行及び本新株予約権発行のお引受けをお願い申し上げたところ、本新株式発行及び本新株予約権発行の引受けに前向きな回答を頂きました。

ODCキャピタルについては、平成30年8月上旬に、当社の財務面及び資本政策に関するご相談を申し上げるため、株式会社サイアム・パートナーズの業務提携先であるIYO税理士法人の大山哲治税理士に、当社代表取締役米道利成が面談の申し入れを行いました。IYO税理士法人及び大山氏については、当社の社外取締役安部秀之氏よりクライアント数、顧問実績等を伺っており、また、事業承継等のM&A案件の実績も有することから、当社の事業へのご理解も頂きやすいと考えたからであります。米道より当社の事業概要及び事業方針、財務状況、資金需要を説明の上、資本政策立案及び引受候補と成り得る投資家のご紹介を含めたご相談を行ってありましたところ、大山氏より、より広範な観点からのご助言やご紹介を得るために、同じく税理士で、以前より公私両面で知人関係にあった下川原寛氏をご紹介頂きました。大山税理士、下川原税理士へのご相談を行っていたところ、大山氏及び下川原氏自ら当社への出資を前向きに検討頂ける回答を頂くことができ、協議の結果、本新株式発行及び本新株予約権発行をお引受け頂くことになりました。

KMキャピタルパートナーズについては、当社代表取締役米道利成が、経営者の会合や勉強会を通じてかねて面識があり、ヒロタ千葉工場賃貸人の合同会社KMM()の代表者でもあるSBSホールディングス株式会社代表取締役の鎌田正彦氏に、平成30年7月下旬より、事業推進におけるご助言、資本政策を含めた財務面でのご相談を行ってまいりました。鎌田氏が経営されるSBSホールディングス株式会社は、物流及び物流関連サービス事業を営む事業会社を有し、様々な実績を有していることから、ヒロタ事業及びイルムス事業の事業収支改善を図る上で必須となる物流コストの見直し、物流最適化のためのご相談を差し上げております。また、SBSホールディングス株式会社の創業から東証1部上場、これまでのグループの事業規模拡大等、経営者として多岐に渡るご経験を有しており、様々な状況にある事業会社等へのご助言やご支援をされており、ご相談に際して当社グループの財務状況や資金需要、今後の事業展開方針等に関するご説明を行ったところ、当社の成長支援のための出資に前向きなご意向を頂き、本新株式発行をお引受け頂けることになりました。なお、KMキャピタルパートナーズは、平成29年7月から平成32年6月までが組合の存続期間となっておりますが、今後1年間の期限延長を行う予定である旨を伺っております。また、組合組成以降、当社の今回のファイナンスまで、他に投資実績はございません。

平成27年7月24日付で開示致しました「固定資産の譲渡並びに賃貸借契約の締結に関するお知らせ」の際には、契約上の都合から譲渡先及び賃貸人は非開示とさせて頂いておりましたが、今回、開示の同意を得ましたので記載させて頂いております。

KNKバリューアップについては、当社代表取締役米道利成が当社社外取締役就任以前より経営者同士の会合等を通じて旧知の間柄であり、かねてフィンテック業界の動向や今後の展望等について意見交換を重ねておりましたロキ・コンサルティング株式会社の代表取締役である金子賢一氏に、当社代表取締役就任以降、当社子会社である21LADYペイメント株式会社の本格的な事業の立ち上げ、収益化のための相談を行ってまいりました。フィンテック事業を当社グループの新たな事業の柱とすべく意見交換を行う過程で、当社グループの競争力向上のためには、新たな事業領域の開発だけではなく、既存のヒロタ事業、イルムス事業のリブランディング、価値向上のための取組も推進する必要があるということで見解が一致し、その一助として経済産業省・特許庁が平成30年5月23日に発表した『「デザイン経営」宣言』でも提唱されているように、当社グループとして、企業ブランド力の向上などを目指したデザインに対する取り組み、経営への導入検討のご助言を頂きました。また金子氏より、デザイン経営を進めるにあたっては、各種建築や工業製品、店舗インテリア等で多様な実績を有し、商品、サービスはもとより企業のブランディングにも多大な知見を有する有限会社インテンショナルーズ代表取締役の鄭秀和氏をご紹介頂き、鄭氏より当社グループのブランディングに関するご助言、ご支援を頂けることになりました。また、金子氏、鄭氏に、フィンテック事業や当社グループのブランディング推進等を含めた今後の当社グループの事業展開方針等のご説明を行ったところ、両氏より、事業への助言に留まらず、当社への出資に前向きな意向を表明頂き、協議の結果、本新株式発行及び本新株予約権発行をお引受け頂くことになりました。

このような検討を経て、当社は、本日開催の取締役会決議においてOKT、ODCキャピタル、KMキャピタルパートナーズ及びKNKバリューアップを割当予定先とする第三者割当の方法による新株及び新株予約権の発行を行うことといたしました。なお、新株及び新株予約権数の割合については、各個別の割当て予定先との間で、使用時期や各割当て予定先の資金投入時期等を勘案して協議、交渉を続けた結果、決定されました。

また、上記に加え、割当予定先は中長期的に当社株式を保有する方針であり、一方で当社が求める助言や支援を逸脱し、当社の経営に不当に介入する意思がない旨の説明を受けており、今般、OKT、ODCキャピタル、KMキャピタルパートナーズ及びKNKバリューアップを割当予定先として選定することといたしました。尚、各々の

有限責任事業組合は相互に特別な関係はなく、また各組合の組合員の一部は知人同士ですが特別な関係ではなく、議決権の行使等で連携することもございません。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先	割当株式数
OKT	新株 500,000株 新株予約権 1,500個(その目的となる株式 150,000株)
ODCキャピタル	新株 350,000株 新株予約権 1,050個(その目的となる株式 105,000株)
KMキャピタルパートナーズ	新株 195,000株
KNKバリューアップ	新株 140,000株 新株予約権 1,400個(その目的となる株式 140,000株)

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるOKT、ODCキャピタル、KMキャピタルパートナーズ及びKNKバリューアップとは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、OKT、ODCキャピタル、KMキャピタルパートナーズ及びKNKバリューアップはそれぞれ、本新株式及び第7回新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を中長期で保有する方針である旨の意向を表明していただいております。

なお、当社は割当予定先より、当該割当予定先が払込期日から、2年以内に、本新株式により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由及び譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取しており、払込みに要する財産の存在については、各有限責任事業組合の取引金融機関発行の通帳の写しにて確認しております。また、各組合員の出資金は各々自己資金である旨を口頭で確認致しております。以上より、当社は割当予定先が本新株式及び本新株予約権の発行価額総額の払込に要する金額を有しているものと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても、割当予定先、割当予定先の組合員(個人及び法人)、当該組合員が法人である場合の主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー、東京都千代田区、代表取締役社長武藤隆)に調査を依頼し、反社会的勢力との間における関係がない旨の確証を得ており、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式

本新株式の発行価額につきましては、割当予定先との協議を経て、本新株式の発行に係る平成30年12月12日開催の取締役会決議の直前営業日(平成30年12月11日)の名証セントレックスにおける普通取引の終値283円を基準とし、1株263円(ディスカウント率7.0%小数第二位以下切捨)といたしました。

なお、本新株式の発行価額については、当該直前営業日までの1か月間の終値平均325円に対するディスカウント率は19.0%ですが、当該直前営業日までの3か月間の終値平均347円に対するディスカウント率は24.2%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均372円に対するディスカウント率は29.3%となっております。

直前営業日における終値からのディスカウント率(7.0%)については、当社が必要とする金額を調達する上で、割当予定先との交渉を通じて決定いたしました。当社がヒロタ・イルムス両既存事業を維持・継続し、成長させるために当面必要とする4億円程度の資金調達が可能となる許容範囲内と考えられる条件であり、合理性が認められる水準であると考え、決定致しております。なお、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本払込金額は当該指針に準拠しています。

また、本新株式の発行価額の決定に当たっては、当社監査役5名全員(うち、社外監査役5名)より、当社の企業価値を最も合理的に反映していると考えられる当社普通株式の直近の市場価格を基準とした価額を用いており、当該発行価額が日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲にて決定されたものであること等から総合的に判断すると、上記発行価額が割当予定先に特に有利な発行価額には該当しない旨の意見をj得ております。

本新株予約権

本新株予約権の発行価額の決定については、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス」といいます。)に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、価値算定書(以下「本価値算定書」といいます。)を取得しております。

ブルータスは、発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社株式の株価(283円)、行使価額(263円)、配当率(0円)、権利行使期間(1年)、無リスク利率(-0.166%)、株価変動性(49.91%)や本新株予約権の発行要項に定められた条件の下、本新株予約権の公正価値を算定しております。当該評価にあたっては、行使価額が固定であることから、発行会社は株価が行使価格の200%に達した場合、取得条項を発動することを前提に評価を行っております。また、割当予定先の行動としては、株価が行使価額を上回っているときは日々、1回あたり20個の本新株予約権を行使し、順次行使を行うことを前提にして評価を行っております。(1回あたりの行使数は評価を実施する上での仮設定であり、実際の行使は1回あたり20個とはならない可能性がございます。)

そこで、当社取締役会(米道利成氏、安部秀之氏は決議不参加)は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額をそれぞれ当該算出結果と同額の160円(1株当たり1.60円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本件第三者割当のスキームが本新株式と本新株予約権を組み合わせたものであることから、本新株式の発行価額と同額とすることが、適切であると判断し、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前営業日(平成30年12月11日)の名証セントレックスにおける普通取引の終値283円を参考として1株263円(ディスカウント率7.0%)に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均325円に対するディスカウント率は19.0%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均347円に対するディスカウント率は24.2%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均372円に対するディスカウント率は29.3%となっております。当社としては、算定価額と同額の発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

以上の判断に当たっては、当社監査役会から、下記の各点に鑑み、本新株予約権の発行条件が特に有利な条件に該当するものではなく、適法である旨の意見をj得ております。

- ・本新株予約権の公正価値の算定においては、新株予約権の発行実務及びこれらに関連する財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられるところ、ブルータスがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ・ブルータスは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から独立していると認められること。
- ・上記の二点から、ブルータスによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ・平成30年12月11日付けのブルータスの評価報告書に記載された公正価値と発行価額を比較した結果、同額であることから、本新株予約権が有利発行に該当しないと認められること。
- ・本新株予約権の決議を行った取締役会において、本新株予約権の発行条件について、ブルータスの本価値算定書を参考しつつ、本新株予約権担当取締役による説明も踏まえて検討が行われていること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株の発行株式数は1,185,000株、本新株予約権の行使による発行株式数は395,000株であり、合わせて1,580,000株となります。これは平成30年9月30日現在の当社発行済株式総数7,100,253株に対し22.2%（小数第二位以下切捨て、平成30年9月30日現在の当社議決権個数70,998個に対しては22.2%）の割合の希薄化が生じます。これに平成30年3月14日に適時開示された「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」による140,400株を加えますと、希薄化は平成29年9月30日現在の当社発行済株式総数6,959,853株に対し24.7%（小数第二位以下切捨て、平成29年9月30日現在の当社議決権個数69,594個に対しては24.7%）となります。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失などがさらに低下するおそれがあります。

しかしながら、前述のとおり、当社グループの本格的な回復には、なお時間を要する状況であることから、設備投資や運転資金のための資金の調達に金融機関からの借入をお願いすることは難しい状況であります。現在のように厳しい経営環境の中で予想される債務超過の解消を図り、収益を確保するためには、当該資金の確保は必要であり、また今後も継続的安定的に収益を計上する企業へとなるためには、当該規模の資金調達は必要であると考えております。

また、前述の取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部を当社が取得することも可能であることから、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得する予定であり、株式の急激な希薄化を抑制できるよう配慮しております。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり263円であります。これは平成30年3月期末の1株当たり純資産7.80円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成28年3月期 14.86円、平成29年3月期 0.87円、平成30年3月期 3.39円と、いずれもマイナスに留まっております。加えて、平成30年9月14日に適時開示された「業績予想の修正に関するお知らせ」にもありますように、平成31年3月期の1株当たり当期純利益を4.23円から 13.38円に下方修正いたしました。調達した資金をヒロタ事業の運転資金及び設備資金、イルムス事業の運転資金に厳選して投下し、財務体質の強化、収益力の改善・安定化を図り、予想される債務超過の解消と1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

さらに、本新株予約権の行使による発行株式数395,000株についてですが、割当予定先からは割り当てられた本新株式を中長期保有する旨の意向を表明していただいております。市場の流動性への影響は軽微であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

本新株及び新株予約権発行は、希釈率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条に規定する独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。しかしながら、平成30年3月14日に適時開示された「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」にありますように、当社では今年すでに増資を行っております。今年2回目の増資となり、希薄化率も合計で約24.7%になることから、経営者から一定程度の独立したものによる当該第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を行うことといたしました。

具体的には、当社の社外監査役で独立役員である田中隆之氏及び田中泰秀氏、当社の経営者から独立し、特別な利害関係を有しない第三者である高田剛氏（和田倉門法律事務所、弁護士）の3名で構成する第三者委員会（以

下、「本委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当による、本新株式、本新株予約権の発行の必要性及び相当性について客観的な意見を求めました。当社は、本委員会に対して、当社の概要及び現状における財務状況や経営成績、金融機関との取引状況、調達目的及び理由、発行価額算定の根拠、調達資金の使途及び支出予定時期、割当予定先の選定理由、株式希薄化の規模、今後の業績への影響の見通し並びにその他必要と思われる事項と、本委員会からの質問事項に対して可能な限り詳細に説明を行い、本委員会はこれを踏まえて慎重に審議・検討を行いました。

その結果、当社は本委員会から、本第三者割当の必要性及び相当性については、一定の必要性及び相当性が認められるとの意見書を平成30年12月12日付で入手しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
藤井 道子	東京都千代田区	2,339,600	32.95%	2,339,600	26.95%
サイアムライジングインベストメント1号合同会社 代表社員 米道 利成	東京都千代田区九段北一丁目4番1号	1,195,200	16.83%	1,195,200	13.77%
OKT有限責任事業組合	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル26F			650,000	7.49%
株式会社デイビットアンドパートナーズ 代表取締役 大江 健司	東京都新宿区西新宿六丁目20番7号 コンシェルシア西新宿1018	569,753	8.02%	569,753	6.56%
グローイングストック合同会社 代表社員 内田 裕里	東京都中央区築地四丁目3-11 アクアビル302	522,800	7.36%	522,800	6.02%
ODCキャピタル有限責任事業組合	東京都千代田区平河町二丁目8番10号			455,000	5.24%
木村 正彦	東京都新宿区	335,800	4.73%	335,800	3.87%
KNKバリューアップ有限責任事業組合	東京都千代田区内幸町1-1-1 帝国ホテルタワー6階			280,000	3.23%
安部 秀之	東京都荒川区	196,300	2.76%	196,300	2.26%
KMキャピタルパートナーズ有限責任事業組合	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号			195,000	2.25%
計		5,159,453	72.65%	6,739,453	77.64%

- (注) 1. 平成30年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年9月30日現在の発行済株式総数7,100,253株(議決件数70,998個)に、OKT、ODCキャピタル、KMキャピタルパートナーズ及びKNKバリューアップに割当てる本新株式1,185,000株(議決権11,850個)及び本新株予約権の目的である株式の総数395,000株(議決権3,950個)を加えて算定しております。
3. OKT、ODCキャピタル、KMキャピタルパートナーズ及びKNKバリューアップの「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、同社に割り当てられた新株式及び行使された新株予約権が行使された場合の所有株式数及び所有議決権数の割合を記載しております。
4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
5. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先であるOKT、ODCキャピタル、KMキャピタルパートナーズ及びKNKバリューアップにて保有されます。今後割当予定先であるOKT、ODCキャピタル、KMキャピタルパートナーズ及びKNKバリューアップによる行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第 1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第 2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第 3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第19期有価証券報告書及び四半期報告書(第20期第2四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日(平成30年12月12日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第19期有価証券報告書の提出日(平成30年6月29日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成30年7月2日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社は、平成30年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月27日

(2) 決議事項の内容

<会社提案>

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として、広野(藤井)道子、北川善裕、小原敬及び米道利成を選任するものであります。

第2号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として監査法人ハイビスカスを選任するものであります。

<株主提案>

第3号議案 取締役3名追加選任の件(会社提案の取締役4名を加えて取締役7名選任)

会社提案の取締役候補者4名に加えて、安部秀之、久保孝文及び鈴木陽子を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、伊藤信彦及び田中泰秀を選任するものであります。

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案及び第3号議案 取締役7名選任の件					
広野(藤井)道子	27,951	34,748	0	(注)	否決 43.50%
北川 善裕	62,510	224	0		可決 97.29%
小原 敬	62,508	226	0		可決 97.29%
米道 利成	62,434	300	0		可決 97.17%
安部 秀之	35,714	27,020	0		可決 55.59%
久保 孝文	35,717	27,017	0		可決 55.59%
鈴木 陽子	35,716	27,018	0		可決 55.59%
第2号議案 会計監査人選任の件	62,609	125	0	(注)	可決 97.44%
第4号議案 監査役2名選任の件					
伊藤 信彦	35,712	27,022	0	(注)	可決 55.58%
田中 泰秀	35,711	27,023	0		可決 55.58%

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第19期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第20期第2四半期)	自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日	平成30年11月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月26日

21LADY株式会社
取締役会御中

才和有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 健 人 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 池 田 直 樹 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている21LADY株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、21LADY株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、営業キャッシュ・フローのマイナスを継続していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に関する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年6月8日開催の取締役会において、子会社である株式会社洋菓子ヒロタが、株式会社あわ家惣兵衛の発行済全株式を取得することを決議し、平成30年6月14日に株式譲渡契約を締結し、平成30年6月29日で株式の取得を完了する予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、21LADY株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、21LADY株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月26日

21LADY株式会社
取締役会御中

才和有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 健 人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 直 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている21LADY株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、21LADY株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において45,801千円の営業損失を計上していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に関する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月8日

21LADY株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	高橋 克幸	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	阿部 海輔	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている21LADY株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、21LADY株式会社及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度まで営業キャッシュ・フローのマイナスを継続しており、当第2四半期連結累計期間において23,629千円の営業損失を計上している状況にある。このため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。